

データ・セキュリティ NEWSLETTER

2024年5月9日

プロバイダ責任制限法改正法案 (「情報流通プラットフォーム対処法」案)

- I. 対象事業者（大規模特定電気通信役務提供者）
- II. 大規模特定電気通信役務提供者の義務

森・濱田松本法律事務所
弁護士 蔦大輔
TEL. 03 6266 8769
daisuke.tsuta@mhm-global.com
弁護士 呂佳叡
TEL. 03 6266 8995
kaei.ro@mhm-global.com
弁護士 加藤 瑛子
TEL. 03 5220 1861
eiko.kato@mhm-global.com
弁護士 一井 梨緒
TEL. 03 5220 1904
rio.ichii@mhm-global.com

2024年3月1日、第213回通常国会において、いわゆるプロバイダ責任制限法の改正法案である、「[特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案](#)」（衆議院で[修正法案](#)を可決後、本レター発行時には参議院審議中。以下「改正法案」といいます。）が提出されました。

SNS等インターネット上のプラットフォームにおける誹謗中傷等の違法・有害情報の流通が社会問題化する中、被害者からは違法・有害な投稿の迅速な削除に関する要望¹が多く、プラットフォーム事業者が定める利用規約等に基づく裁判外での削除に係る法整備の必要性が課題として認識されていました。プラットフォーム事業者によっては、自ら利用規約やポリシーを定めて投稿の削除やアカウントの停止・凍結を実施していましたが、その基準が必ずしも明らかではなく、透明性を欠く場合があるとの指摘もされていました。

これらの課題に対応するため、改正法案においては、「大規模特定電気通信役務提供者」として総務大臣が指定した一定の事業者に対して、投稿の削除等に係る①対応の迅速化及び②運用状況の透明化に係る各種措置が義務付けられることとなりました。改正法案では、法律名も「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）から「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称「情報流通プラットフォーム対処法」）へと変更されます。

違法・有害情報対策については、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」及びその傘下の「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」において検討され、2024年1月には、「[プラットフォームサービスに関する研](#)

¹ その他、権利侵害情報への対応としては、損害賠償請求を求めるために権利侵害情報の発信者を特定する発信者情報開示請求が考えられます。こちらについては、2021年にプロバイダ責任制限法が改正され（2022年10月1日施行）、新たな裁判手続（非訟手続）の導入等が行われました。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

[研究会 第三次とりまとめ](#)（以下「本とりまとめ」といいます。）が公表されています。本レターでは、本とりまとめにおける議論・検討状況も踏まえつつ、これを受けて立案された改正法案の具体的な内容について解説します。

I. 対象事業者（大規模特定電気通信役務提供者）

投稿の削除等に係る対応の迅速化及び透明化に係る義務は、ウェブホスティングを行う者や SNS の運営者、電子掲示板の管理者など、不特定の者により受信されることを目的とするような電気通信役務（特定電気通信役務）を提供する「特定電気通信役務提供者」（現行法 2 条 3 号、改正法案による改正後の法 2 条 4 号（以下、条文番号のみを上げている場合は、改正法案による改正後の法の条文番号を指します。))のうち、総務大臣から指定を受けた「大規模特定電気通信役務提供者」（2 条 14 号）に対して課されます。

20 条各号で定められた以下の要件の全てを充足し、投稿の削除等に係る迅速化及び透明化を図る必要性が特に高いと認められる特定電気通信役務（「大規模特定電気通信役務」）を提供する特定電気通信役務提供者が、総務大臣から「大規模特定電気通信役務提供者」として指定されることとなります（20 条 1 項）。

- 一 イかロのいずれかに該当すること
 - イ 一月間に発信者となった者及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均（以下「平均月間発信者数」といいます。）が総務省令で定める数を超えること
 - ロ 一月間に発信者となった者の延べ数の総務省令で定める期間における平均（以下「平均月間延べ発信者数」といいます。）が総務省令で定める数を超えること
- 二 侵害情報送信防止措置（2 条 8 号。投稿の削除を意味すると考えられます²。）を講ずることが技術的に可能であること
- 三 権利侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるものに当たらないこと

上記のとおり、多くの事項が総務省令に委ねられており、具体的な指定の基準は総務省令において定められることとなります。

特定電気通信役務提供者は、総務大臣に対し、大規模特定電気通信役務提供者の指定及び指定の解除（20 条 2 項）に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数を報告する義務を負います（20 条 3 項）。但し、総務大臣は、当該報告によっては平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を把握することが困難であると認めるときは、これらの数を総務省令で定める合理的な方法により推計して指定及び指定の解除ができるとされています（20 条 4 項）。

指定を受けた大規模特定電気通信役務提供者は、名称、住所及び代表者氏名等一定

² 現行法 3 条 2 項 2 号の「送信防止措置」も参照。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

の事項について届出義務が課せられます（21条）。

II. 大規模特定電子通信役務提供者の義務

1. 対応の迅速化に関する義務

(1) 被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表（22条）

大規模特定電気通信役務提供者は、提供する大規模特定電気通信役務への投稿により自己の権利を侵害されたと主張する者（被侵害者）が、「侵害情報」（権利を侵害したとされる情報。現行法2条5号、改正法案2条6号）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（「侵害情報等」と総称。現行法3条2項2号括弧書、改正法案2条7号）を示して当該大規模特定電気通信役務提供者に対して侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法を定め、総務省令で定めるところによりこれを公表する必要があります（22条1項）。

申出を行うための方法については、①電子情報処理組織を使用して申出できること、②申出者に過重な負担を課するものでないこと、③申出を受けた日時が申出者に明らかとなるものであることが法定されています（22条2項）。

「侵害情報」の定義については現行法からの変更はなく、名誉権・プライバシー権侵害等に該当する誹謗中傷や、著作権等の知的財産権の権利侵害情報等が対象となります。本とりまとめ第3章6(2)「対象とする情報」においては、①個別の行政法規に抵触する違法情報や②有害情報を対象に含めることも考えられるものの、①個別の行政法規に抵触する情報については、行政法規の適用判断が困難であることに加え、個別の行政法規の立法過程において保護法益と特定の情報の流通を制限する利益との衡量が図られるべきであること、②有害情報については法律上の定義が困難であること等を理由として、規律対象とする情報は、権利侵害情報に限定することが適当としています（本とりまとめ12頁～13頁）。

(2) 侵害情報に係る調査の実施（23条）

大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者から侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合、当該申出に係る侵害情報の流通による被侵害者の権利侵害の有無について、遅滞なく必要な調査を行う必要があります（23条）。

(3) 侵害情報調査専門員（24条）

大規模特定電気通信役務提供者は、侵害情報に係る調査（23条）のうち、専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、提供するサービスの規模に応じて総務省令で定める人数の侵害情報調査専門員を選任し、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出る必要があります（24条1項～3項）。

侵害情報調査専門員の資格については、24条1項により「特定電気通信による情

データ・セキュリティ NEWSLETTER

報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者」と定められていますが、それ以上の具体的な規定はありません。本とりまとめ第3章3「運用体制の整備」においては、「自身が提供するサービスの特性を踏まえつつ、我が国の文化・社会的背景に明るい人材を配置することが適当である」としつつも、「他方、運用体制については法律において詳細を定めるべきではなく、各事業者の自主的な判断に任せるべきとの意見もある。こうした意見に鑑みれば、プラットフォーム事業者の自主性や負担に配慮し、前述の人材配置は、日本の文化・社会的背景を踏まえた対応がなされるために必要最低限のもののみを求めることが適当である」（本とりまとめ10頁）と記載されていますので、こうした議論を踏まえて、侵害情報調査専門員として具体的にどのような者を選任するかについては、大規模特定電気通信役務提供者の自主性に委ねたものと考えられます。

(4) 申出者に対する通知（25条）

大規模特定電気通信役務提供者は、侵害情報に係る調査（23条）の結果、侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し、その結果を申出者に対して、申出を受けた日から14日以内の総務省令で定める期間内に通知する必要があります。但し、申出者から過去に同一の内容の申出が行われていたときその他の通知しないことについて正当な理由があるときは、この限りでないとされています（25条1項）。

①調査のため侵害情報の発信者の意見を聞くこととしたとき、②調査を侵害情報調査専門員に行わせることとしたとき、③その他やむを得ない事情があるときには、上記期間を超えて侵害情報送信防止措置を講ずるか否かの検討を行い、結果を通知することが許されます。但しこの場合、大規模特定電気通信役務提供者は、上記期間内に、①～③いずれに該当するかを申出者に通知しておかなければなりません（25条2項）。

申出から判断結果の通知までの期間について、本とりまとめ第3章4「申請の処理に関する期間の定め」においては、アンケート結果及び楽天チュッパチャプス事件（知財高判平成24年2月14日判タ1404号217頁。楽天が商標権侵害行為を把握してから8日間で問題となった展示を削除したことをもって、合理的期間内には是正したと評価した事案。）等に基づき1週間程度が適当としつつも、「刻々と変化する情報通信の技術状況に鑑みれば、期間を定めるに当たっては、一定の余裕を持った期間設定が行われることが適当」（本とりまとめ11頁）としていました。かかる議論を踏まえ、改正法案においては、具体的な期間については総務省令により定めることとされているものの、上限については14日以内と法で定められており、これを超える期間を許容しないものとなっています。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

2. 運用状況の透明化に関する義務

(1) 送信防止措置の実施に関する基準等の公表 (26条)

大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置」を講ずるためには、原則として、自ら基準を定めて公表し、当該基準に従う必要があります。この基準は、送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間前までに公表しなければなりません(26条1項)。「送信防止措置」とは、侵害情報送信防止措置その他の措置(当該情報の送信を防止するとともに、当該情報の発信者に対する特定電気通信役務の提供を停止する措置(「役務提供停止措置」)を含む。改正法案2条9号)とされ、具体的には、投稿の削除及びアカウントの停止・凍結等が考えられます。

但し、①大規模特定電気通信役務提供者自らが発信者であるとき、②法令上の義務に基づき送信防止措置を講じるとき、③送信防止措置を講ずる緊急性が高く、かつ、対象となる情報の種類が予測可能性を欠くため基準に明示されていないときは、この限りではないとされています(26条1項)。実際に③の理由で送信防止措置を講じたときは、事後速やかに、当該情報の種類が対象となることが明らかになるよう基準を変更する必要があります(26条3項)。

基準を定めるにあたっては、努力義務として、①対象となる情報の種類及び②役務提供停止措置の実施に関するできる限り具体的な基準を定めるとともに、③発信者その他の関係者が容易に理解できる表現を用い、④送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律21条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律31条の8第5項等)が考えられます。)との整合性に配慮することとされています(2項)。

また、おおむね一年に一回、基準に従って送信防止措置を講じた情報の事例のうち、発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報の種類ごとに整理した資料を作成し、公表する努力義務も定められました(26条4項)。本とりまとめ第4章1「削除指針」では、あまりに詳細な削除指針が公表されると、悪意ある投稿者によって、削除指針における削除対象を巧妙に避けた投稿が行われかねないという懸念があるため、「過度に詳細な記載までは求めないことが適当である」としつつ、「ただし、個人情報の保護等に配慮した上で、実際に削除指針に基づき行われた削除等の具体例を公表することで、利用者に対する透明性を確保することが適当である」としていました(本とりまとめ14頁~15頁)。かかる議論を踏まえ、改正法案では、送信防止措置に係る基準の内容については大規模特定電気通信役務提供者の自主性に委ねつつも、利用者に対する透明性を確保する手段として上記資料の作成・公表の努力義務が規定されたものと考えられます。

(2) 発信者に対する通知等の措置 (27条)

大規模特定電気通信役務提供者は、送信防止措置を講じた場合、遅滞なく、送信

データ・セキュリティ NEWSLETTER

防止措置を講じた旨及び理由を発信者に通知し、又は容易に知り得る状態に置く措置（以下「通知等の措置」といいます。）をとる必要があります。当該送信防止措置が上記基準（26条）に従って講じられたものであるときは、当該送信防止措置の理由として、当該送信防止措置と当該基準との関係を明らかにしなければなりません。

但し、①大規模特定電気通信役務提供者自らが発信者であるとき、及び②過去に同一の発信者に対して同様の情報の送信を同様の理由により防止したことについて通知等の措置を講じていたときその他の通知等の措置を講じないことについて正当な理由があるときは、通知等の措置を講じる必要はありません（以上につき 27 条）。

（3）措置の実施状況等の公表（28条）

大規模特定電気通信役務提供者は、毎年1回、①申出の受付（23条）の状況、②申出に対する判断結果の通知（25条）の実施状況、③通知等の措置（27条）の実施状況、④送信防止措置の実施状況（①～③に掲げる事項を除く。）、⑤①～④に掲げる事項について自ら行った評価、⑥①～⑤のほか、講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項を公表する必要があります。なお、④及び⑤は、衆議院の修正案により追加されました。

3. 行政上の措置及び罰則

総務大臣は、22条（被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表）、24条（侵害情報調査専門委員）、25条（申出者に対する通知）、26条1項及び3項（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）、27条（発信者に対する通知等の措置）、28条（措置の実施状況等の公表）の規定の施行に必要な限度において報告徴収をすることができます（29条）。また、これらの規律違反が認められるときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、是正勧告を行うことができ（30条1項）、さらに当該勧告に従わなかった場合は、是正措置命令を発することができます（30条2項）。

さらに、行為者個人及び法人に対する罰則も設けられています。

①30条2項に基づく是正措置命令に違反した場合には1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金（35条）、②21条（大規模特定電気通信役務提供者による届出）、29条（報告の徴収）に係る届出・報告をせず、又は虚偽の届出・報告をした場合は50万円以下の罰金（36条）、③正当な理由なく20条3項（平均月間発信者数等の報告）に係る報告をせず、もしくは虚偽の報告をした場合、又は24条3項（侵害調査専門員の届出）に係る届出をせず、もしくは虚偽の届出を行った場合は30万円以下の過料がそれぞれ科せられることとなります。

両罰規定も設けられており、(i) 30条2項に基づく是正措置命令違反に違反した場合、及び21条（大規模特定電気通信役務提供者による届出）に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は1億円以下の罰金刑、(ii) 29条（報告の徴収）に係る報告

データ・セキュリティ NEWSLETTER

をせず、又は虚偽の報告をした場合は 50 万円以下の罰金刑が、行為者個人が属する法人等に対しても科せられます（37 条）。

4. 施行期日等

改正法案は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（改正法案附則 1 条）。また、施行後 5 年を経過した場合において、施行状況について検討し、必要がある場合に所要の措置を講ずる旨の規定も置かれています（同附則 2 条）。

5. 今回の改正で明文化が見送られた規律

本とりまとめ第 5 章「プラットフォーム事業者に関するその他の規律」によれば、①個別の違法・有害情報に関する罰則付の削除義務、②個別の違法・有害情報に関する公的機関等からの削除要請に係る制度、③違法情報の流通の監視制度、④権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化、⑤権利侵害性の判断の支援制度（権利侵害性の有無の判断を伴わない削除（いわゆるノーティスアンドテイクダウン、プラットフォーム事業者を支援する第三者機関の設置、裁判外紛争解決手続（ADR）といった施策についても議論がなされました。しかしながらこれらの規律は、表現の自由の実質的な制約につながるものが懸念される等の理由から、改正法案においては見送られています（本とりまとめ 18 頁～22 頁）。

但し、改正法案に対する衆議院附帯決議においては、「投稿の削除等の実績を踏まえ、削除指針の策定・改訂などの支援を行う第三者機関の設置等について検討すること」なども挙げられており、本改正法案の成立後も、違法有害情報に関する動向には留意が必要と考えられます。

セミナー情報

- セミナー [『グローバル（欧米・中国・東南アジア主要国・ブラジル・ロシア）データ保護規制への対応実務』](#)
開催日時 2024 年 5 月 29 日（水）14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー [『重要情報の漏えいと情報管理の対策～情報漏えい時の対応と、情報の漏えいを未然に防止するための対策を解説～』](#)
開催日時 2024 年 6 月 3 日（月）14:00～17:00
講師 佐々木 奏
主催 一般社団法人企業研究会

データ・セキュリティ NEWSLETTER

- セミナー [『グローバル（欧米・中国・アジア主要国／ブラジル・ロシア）データ保護規制の要点比較と最新実務対応』](#)
開催日時 2024年7月4日（木）13:30～16:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー [『ChatGPTを含む生成AI活用の法務実務～知的財産権、情報管理、法的・倫理的責任、ルール整備と関連契約等利用態様を踏まえた実務上の注意点～』](#)
開催日時 2024年8月5日（月）13:30～16:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 論文 「DAOに関する法的論点」
掲載誌 季刊 Nextcom Vol.57
著者 増田 雅史、岡野 智（共著）

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Cybersecurity 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Cybersecurity 2024
著者 小野寺 良文、田中 浩之、嶋村 直登（共著）

- 論文 「クロスセクター・サイバーセキュリティ法（第5回）サイバーセキュリティ×経済安全保障—インフラ防護とセキュリティ・クリアランスを中心に」
掲載誌 NBL No.1262
著者 梅津 英明、蔦 大輔、西岡 研太、新井 雄也（共著）

- 論文 「責任追及を見据えた従業員不正の対処法 第5回 ソフトウェアの不正利用等」
掲載誌 ビジネス法務 Vol24 No.5
著者 木山 二郎、渡邊 峻、馬場 嵩士（共著）

- 論文 「連載 テクノロジー×著作権理解を深めるキーワード①「責任あるAI推進基本法（仮）」」
掲載誌 月刊コピーライト No.756 Vol.64
著者 岡田 淳

データ・セキュリティ NEWSLETTER

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Data Protection & Privacy 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Data Protection & Privacy 2024
著者 小野寺 良文、田中 浩之、嶋村 直登（共著）

- 論文 「クロスセクター・サイバーセキュリティ法（第6回）サイバーセキュリティ×独禁法・競争法—サイバーセキュリティ向上のための取組に際して独禁法・競争法上留意すべき事項」
掲載誌 NBL No.1264
著者 高宮 雄介、蔦 大輔（共著）

NEWS

- The Best Lawyers in Japan™及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2025 edition) にて高い評価を得ました

Best Lawyers®による、The Best Lawyers in Japan™ (2025 edition) にて、下記5名の弁護士が"Lawyer of the Year"に選ばれました。

棚橋 元 - Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law

小林 卓泰 - Energy Law

堀 天子 - FinTech Practice

大室 幸子 - Litigation

田中 浩之 - Privacy and Data Security Law

加えて、当事務所の弁護士 157 名が The Best Lawyers in Japan™に、42 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選出されております。

Privacy and Data Security Law の分野では下記の弁護士が高い評価を得ました。

- ・飯田 耕一郎
- ・岡田 淳
- ・田中 浩之
- ・北山 昇

- 蔦 大輔 弁護士が登壇したセミナーが、UNITIS の『弁護士4名が語る、法的視点から見たセキュリティ最新動向 - 2023 年振り返りと 2024 年動向予測』と題した記事に掲載されました

- 蔦 大輔 弁護士、舘 貴也 弁護士の『なりすまし・不正ログイン発生時の個人情報保護法対応、関連法令と刑罰』と題した記事が UNITIS に掲載されました